



# 島根県報

平成30年12月14日（金）

第3,066号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【告 示】**

保安林の指定施業要件の変更 (森 林 整 備 課) 2

**【公 告】**

建設業法の規定による営業の停止 (土 木 総 務 課) 2

**【選管告示】**

政治資金規正法の規定による設立の届出のあった政治団体 3

政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった政治団体 4

政治資金規正法の規定による異動事項の届出のあった資金管理団体 5

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数 5

**告 示****島根県告示第768号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成30年12月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
浜田市金城町波佐イ581-1、イ581内2、イ583内1、イ583-3
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
浜田市金城町波佐イ581-1・イ581内2・イ583内1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**公 告**

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり営業の一部の停止を命じたので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成30年12月14日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 処分をした年月日  
平成30年12月5日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
  - (1) 処分を受けた者の商号  
有限会社石橋工務所
  - (2) 主たる営業所の所在地  
島根県隠岐郡隠岐の島町布施639番地2
  - (3) 代表者の氏名  
森田 憲幸
  - (4) 許可番号  
島根県知事許可（特-28）第4062号
- 3 処分の内容

## (1) 停止を命ずる営業の範囲

とび・土工工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

(注1) 「とび・土工工事業に関する営業」とは、注文者からとび・土工・コンクリート工事を請け負う営業をいう。

(注2) 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第1に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）若しくは建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

(注3) 「民間工事」とは、上記（注2）以外の建設工事をいう。

(注4) 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

## (2) 期間

平成30年12月20日から同月26日までの7日間

## 4 処分の原因となった事実

有限会社石橋工務所は、平成29年度に島根県総務部隠岐支庁が発注した「西郷布施線 大久工区 防災安全交付金（法面修繕）工事」を受注し、当該工事の一次下請業者と下請負契約を締結する際に、建設業法第19条で定める書面を交わすことを怠り、また、当該一次下請業者に関する記載が無い虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成した。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。

**選 挙 管 理 委 員 会 告 示**

## 島根県選挙管理委員会告示第26号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により設立の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成30年12月14日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

その他の政治団体

## (1) 政治資金規正法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

| 名 称          | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地   | 公職の種類<br>(第1号) | 公職の候補者の氏名及び公職の種類<br>(第2号) | 届出年月日       |
|--------------|--------|----------|--------------|----------------|---------------------------|-------------|
| まいたち昇治島根県後援会 | 竹下 亘   | 福田 正明    | 松江市内中原町140-2 | 衆議院議員          | 舞立昇治、参議院議員                | 平成30年11月26日 |

## (2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 名 称       | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地     | 届出年月日      |
|-----------|--------|----------|----------------|------------|
| 福井竜夫大和後援会 | 日高 峻宏  | 日高 学     | 邑智郡美郷町都賀西262-3 | 平成30年11月8日 |

援会

## 島根県選挙管理委員会告示第27号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により異動事項の届出のあった政治団体は次のとおりであったので、同法第7条の2第1項の規定により告示する。

平成30年12月14日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

## 1 政党

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

| 名 称        | 代表者の氏名 | 異動事項       | 異 動 内 容       |                 | 異動年月日       |
|------------|--------|------------|---------------|-----------------|-------------|
|            |        |            | 新             | 旧               |             |
| 公明党出雲総支部   | 福島 孝雄  | 主たる事務所の所在地 | 出雲市斐川町神庭616-1 | 出雲市塩冶町1470      | 平成30年11月28日 |
|            |        | 代表者の氏名     | 福島 孝雄         | 勝部 順子           |             |
| 公明党島根県本部   | 遠藤 力一  | 会計責任者の氏名   | 吉野 和彦         | 篠原 栄            | 平成30年11月11日 |
| 自由民主党広瀬町支部 | 石倉 刻夷  | 主たる事務所の所在地 | 安来市広瀬町奥田原230  | 安来市広瀬町西比田1644-3 | 平成30年6月28日  |
|            |        | 代表者の氏名     | 石倉 刻夷         | 梅林 守            |             |
| 立憲民主党島根県連合 | 亀井 亜紀子 | 会計責任者の氏名   | 岸 道三          | 木村 幸司           | 平成30年7月14日  |

## 2 その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 名 称         | 代表者の氏名 | 異動事項       | 異 動 内 容       |              | 異動年月日       |
|-------------|--------|------------|---------------|--------------|-------------|
|             |        |            | 新             | 旧            |             |
| 足立たけし後援会    | 遠藤 久宜  | 代表者の氏名     | 遠藤 久宜         | 亀谷 克幸        | 平成30年3月31日  |
| 遠藤義光後援会     | 阿賀 理佳  | 代表者の氏名     | 阿賀 理佳         | 古賀 智之        | 平成30年3月31日  |
| 環境推進研究会島根支部 | 米山 二郎  | 政治団体の名称    | 環境推進研究会島根支部   | 環整連政治連盟島根支部  | 平成30年4月19日  |
|             |        | 代表者の氏名     | 米山 二郎         | 野津 勝男        | 平成29年5月24日  |
|             |        | 会計責任者の氏名   | 米山 二郎         | 野津 勝男        |             |
| 田中あけみ後援会    | 岡田 治美  | 主たる事務所の所在地 | 安来市安来町1132-11 | 安来市飯梨町157-1  | 平成30年4月1日   |
| 中島謙二後援会     | 右田 明   | 主たる事務所の所在地 | 益田市高津五丁目35-8  | 益田市高津八丁目6-25 | 平成30年11月16日 |
| 中林たかし後援会    | 日野 勝己  | 主たる事務所の所在地 | 雲南市加茂町神原733-4 | 雲南市加茂町神原838  | 平成30年9月13日  |
| 日野原としろう後援会  | 土井 久夫  | 代表者の氏名     | 土井 久夫         | 森上 秀雄        | 平成30年6月29日  |

|             |       |            |             |                     |            |
|-------------|-------|------------|-------------|---------------------|------------|
| 平谷あきら後援会    | 平谷 昭  | 主たる事務所の所在地 | 益田市須子町16-19 | 益田市高津六丁目10-12-(202) | 平成30年12月3日 |
| 山田としお島根県後援会 | 竹下 正幸 | 代表者の氏名     | 竹下 正幸       | 萬代 宣雄               | 平成30年9月26日 |
|             |       | 会計責任者の氏名   | 廣江 崇志       | 三原 修治               |            |

## 島根県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により異動事項の届出のあった資金管理団体は次のとおりであったので、同法第19条の2第1項の規定により告示する。

平成30年12月14日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

| 届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 異動事項       | 異 動 内 容     |                     | 異動年月日      |
|-----------|-----------|------------|-------------|---------------------|------------|
|           |           |            | 新           | 旧                   |            |
| 平谷 昭      | 平谷あきら後援会  | 主たる事務所の所在地 | 益田市須子町16-19 | 益田市高津六丁目10-12-(202) | 平成30年12月3日 |

## 島根県選挙管理委員会告示第29号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成30年12月14日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 11,492
- 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 162,432
- 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
  - 松江選挙区 56,288
  - 浜田選挙区 15,412
  - 出雲選挙区 47,514
  - 益田選挙区 13,216
  - 大田選挙区 9,978
  - 安来選挙区 11,029

---

|          |        |
|----------|--------|
| 江津選挙区    | 6,741  |
| 雲南・飯石選挙区 | 12,459 |
| 仁多選挙区    | 3,712  |
| 邑智選挙区    | 5,448  |
| 鹿足選挙区    | 3,985  |
| 隠岐選挙区    | 5,752  |

- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 162,432